

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



58歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

ご存じですか？ ミニмумタックスの制度改革

「思わぬ追加課税」に注意！

こんにちは、高橋学です。今回は、間近に迫った「ミニмумタックス（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）」の制度改革についてご紹介します。

皆さんは、ミニмумタックスという言葉をご存じでしょうか？ これは高所得者を対象とした所得税の追加課税制度の通称で、高所得者層ほど所得税の負担率が低くなる傾向、いわゆる「1億円の壁」問題を是正するため2025年に創設された措置。給与、株式等の譲渡益、配当等の各種所得を合算したその年の合計所得金額（基準所得金額）から特別控除額を引いた金額に一定税率を乗じて求める最低税額（ミニмумタックス）が通常の所得税額（基準所得税額）を上回る場合に、差額を申告納税する仕組みとなっています（基準所得金額には申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等および配当所得等も含まれます）。

これまで概ね平均的な水準として30億円を超える所得が対象でしたが、2027年から現行3.3億円の特別控除額が1.65億円に引き下げ、税率22.5%が30%に引き上げられることから、適用者の拡大が見込まれます。「思わぬ追加課税」とならないよう、内容をしっかり理解しましょう。

制度改革の影響は大

図表1に、現行と改正後のミニмумタックスと追加納税額の判定式を示しました。改正の影響度合いを測るため、「上場株式を売却し、10億円の譲渡所得を得たAさん（他の所得はないものとする）」を例に、具体的な数字を用いて見ていきましょう（図表2）。

まず現行制度によるAさんの課税内容。Aさんが最低限納めるべき所得税額（ミニмумタックス）は「（10億円－3.3億円）×22.5%＝1億5,075万円」。通常の所得税額である基準所得税額は「10億円×15.315%＝1億5,315万円」であるため、追加納税は発生しません。

一方、改正後に最低限納めるべき所得税額は「（10億円－1.65億円）×30%＝2億5,050万円」。基準所得税額との差額である「9,735万円（＝2億5,050万円－1億5,315万円）」を追加納税する必要が生じます。ちなみに、年間の所得が申告分離課税の譲渡所得や配当所得のみと仮定した試算では、追加納税が発生する基準所得金額は、改正前が約10.4億円、改正後は約3.4億円という結果となりました。同制度の基準所得金額には、土地等建物の譲渡所得や退職所得等が含まれることも重要な注意点です。

M

■ 図表1 ミニмумタックスと追加納税額の判定式

現行制度

（基準所得金額－3.3億円）×22.5%－基準所得税額
⇒ プラスならその分を申告納税

2027年～

（基準所得金額－1.65億円）×30%－基準所得税額
⇒ プラスならその分を申告納税

基準所得金額：総所得金額および分離課税の各種所得を合計した金額
基準所得税額：通常の方法で計算した場合の申告書上の所得税の額および確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの（復興特別所得税を含む）

■ 図表2 現行制度と2027年以降の所得税の比較（試算）

Aさんのケース 株式譲渡益:10億円（他の所得はないものとする）	株式譲渡益:10億円（他の所得はないものとする）	
	現行制度	2027年以降
ミニмумタックス	1億5,075万円	2億5,050万円
基準所得税額	1億5,315万円	1億5,315万円
追加納税額	0円	9,735万円

（出所）国税庁などの資料をもとに筆者作成